令和４年７月 29 日
島根県健康福祉部
健康福祉総務課　奥原　TEL:0852-22-5326
薬事衛生課　　嘉藤　TEL:0852-22-6877

国庫補助金の収入事務の不適切な処理について

薬事衛生課が所管する令和３年度国庫補助金において、国に対する補助金の請求を失念し、国庫補助金 10,466 千円を県会計に収入できなかった事案が発生しました。

このような事態を招いたことをお詫び致しますとともに、再発防止の徹底に努めてまいります。

１　国庫補助金の概要

令和３年度生活衛生関係営業対策事業費補助金

生活衛生関係営業（理美容、クリーニング、旅館業、飲食業等）の経営の健全化、衛生水準の向上等を図ることを目的に、「生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律」第 57 条の３に基づいて指定された都道府県生活衛生営業指導センター（以下、「補助事業者」という。）が生活衛生関係営業者に対して行う相談指導事業などに要する経費を県が補助事業者に補助する場合、国がその２分の１を県に補助するもの。

２　経過

令和３年 10 月 7 日	厚生労働省から県へ補助金交付決定通知	･･･①
令和３年 10 月 29 日	補助事業者に対して県が補助金（全額 20,932 千円）を交付	･･･②
令和４年 4 月 8 日	県が厚生労働省へ「実績報告書」を提出 ※国への補助金の請求は、この時点でする必要あり	･･･③
令和４年 6 月 1 日	決算整理の過程で、国庫補助金の収入が行われていないことが判明	･･･④
令和４年 6 月 21 日	厚生労働省に令和３年度の国庫補助金の交付が可能か照会 令和３年度の会計処理が終了しており交付は困難との国の見解を確認	･･･⑤

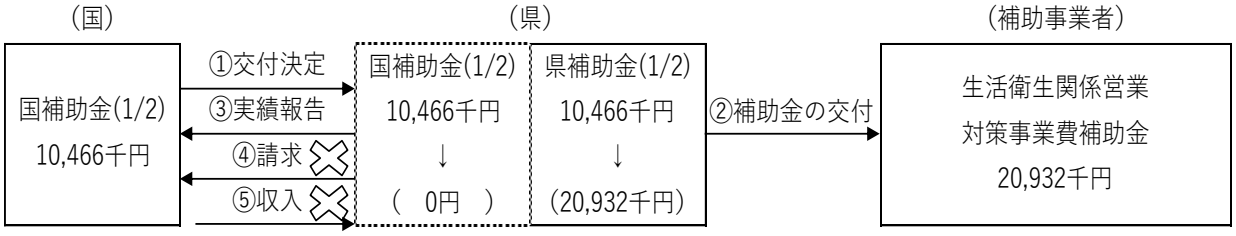

３　原因

・複数の職員によるチェックができていなかったこと
・担当者の国庫補助金事務に関する理解が不足していたこと

４　再発防止策

・国費に係る各事務（国からの内示、交付決定、請求）の進捗状況チェック表を整備した上で、それぞれのタイミングにおいて、担当 GL を含め複数の職員での確認を徹底する
・主管課による担当者向け研修会を実施する